

## 住宅の改修・リフォームをお考えのみなさんへ

### ○ 近江八幡市地域経済活性化リフォーム促進事業（市民向け）のご案内

市民の皆さんが、近江八幡市内に本社を有する法人または個人の請負業者により、自己が所有し、居住する住宅（借家の場合、所有権者の承諾がある場合も含む）もしくは店舗併用住宅のリフォーム工事等を行う場合、その経費の一部を補助します。

#### 目的

地域経済の活性化ならびに地域雇用の創出と確保に寄与することを目的とした、リフォーム工事等に対する補助事業を、令和4年度に実施します。

#### 補助対象者（申請者）

令和4年4月1日以前より市内に住所を有する人で、工事を行う住宅の所有者またはその家族（所有者が亡くなっている場合は相続人・相続予定人）、もしくは所有者に承諾を得た賃借人に限られます。また、平成24年度以前に本市のリフォーム補助を受給された方も再度の申請が可能です。

#### 補助対象住宅

- 自己もしくはその家族が所有し、居住している住宅（マンション等は専有部分のみを対象）。所有者が亡くなっている場合は、相続人・相続予定人でも可（別途書類の提出要）
  - 自己もしくはその家族が所有し、居住している住宅内において事業の用も兼ねている建物（店舗併用住宅）
  - 借家等の場合、所有者の承諾書の提出がある住宅等
- ※ 公営住宅（県営・市営等）は補助対象外です。  
※ 交付決定前に着手されたリフォーム工事等は補助対象外です。

#### 補助金の額

10万円以上の補助対象工事経費に対し15%補助  
※補助金額の上限は30万円です。（千円未満切捨て）

#### 請負業者・対象工事

- 請負業者  
この補助金を受けるリフォーム工事に関わる事業者は、元請け事業者や下請け事業者等を含め「市内に本社を有する法人又は市内に住所（所在地）を有する個人」に限ります。
- 対象工事  
対象工事は交付決定日以降に着手し令和5年2月28日(火)までに完了する、対象工事経費が10万円以上(消費税を含む)で、次の①～④に該当するもの。  
(老朽化等による住宅の修繕・補修・模様替え等建物に関連する工事に限る)
  - ① 内装工事（例：内装の張替、修繕、補修工事、間取りの変更にかかる工事、内装の塗装工事、窓や扉等の取替工事、タイル等の張替工事など）
  - ② 外装工事（例：屋根・外壁等の葺替・塗装・張替工事、防水・断熱工事など）
  - ③ 設備工事（例：台所等給排水設備の改善工事（台所等設備改善を含む）・便所の設備改善工事・浴室の設備改善工事など）
  - ④ 耐震工事（例：木造住宅等の耐震補強工事）

<注意>

- 設備等の改善工事のうち、市の水洗便所改善資金融資あっせんを受ける場合は、便器及び手洗器も対象外となります。
- 10㎡以内の増築を含むリフォーム工事は、補助対象となります。

### 補助対象とならない工事

- 建築工事  
新築工事・サンルームやウッドデッキ等のエクステリア工事など
- 外構工事  
例：カーポート・門扉・門柱・塀・フェンス・ポスト・表札等住宅以外のもの
- 設備工事（器具什器などの設備単体の工事）  
例：給湯器やコンロ等の設備機器単体のみの入れ替えや交換工事・インターネット配線設備工事・電話回線引込工事・インターホン設置工事・防犯カメラ設置工事、各種冷暖房機器設置工事等（全てにおいて機器代金も不可）  
（注）下水道工事関係は、水洗便所等資金『融資あっせん』を受けている場合は、便器・手洗器部分も補助対象外となります。
- その他の工事（住宅リフォームと見なせないもの、工事を伴わないもの）  
例：家電・家財類の購入、給湯器やウォシュレット等設備のみの交換や取付工事、窓ガラスのみの交換、修理、網戸・樋・ふすま・障子等のみの張替え改修、住宅の維持管理工事、アンテナ設置工事、防犯灯、防犯ブザー、火災報知器等の設置工事、後付バルコニーの改修、太陽光発電設備など

### 交付申請手続き・公開抽選会

- 交付申請の期間 第1次：令和4年5月9日（月）から令和4年5月20日（金）  
第2次：令和4年6月13日（月）から令和4年6月24日（金）

※第2次については第1次終了後に一定の予算残額がある場合のみ実施します。

（土・日・庁舎閉庁日を除く）

- 受付時間 午前の部：午前8時30分～午前11時45分  
午後の部：午後1時～午後5時
- 申請方法 交付申請に必要な書類一式を持参し下記へ直接提出ください
- 申請場所 安土町総合支所1階 情報交流室
- 注意事項
  - ・申請完了時に受付票をお渡しいたします。この受付票は下記に記載する「抽選会」の番号も兼ねていますので、なくさないよう大事に保管してください。
  - ・先着順ではありません。申し込み多数の場合は、公開抽選会を実施します。
  - ・抽選会が実施されない場合は、市HPで通知します。
  - ・庁舎整備の関係上、受付スペースが不足していることから、本庁では受付を行いません。お手数料をお掛けしますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。
- 公開抽選会 第1次：5月26日（木）午前10時～ 安土支所1階消防指令室  
第2次：6月30日（木）午前10時～ 安土支所1階消防指令室

### 交付申請に必要な書類（添付書類）

- 添付書類（様式第1号～第6号）は、近江八幡市公式ホームページから、ダウンロードいただけます。（下記記載のURL、二次元コードを参照ください）
- 共通 下記（1）～（10）は申請者全員が提出要

- (1) 申請書類確認表(提出前に確認いただきチェックしたものを提出ください)
- (2) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (3) 個人情報の提供に関する宣誓書兼同意書(様式第2号)
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) 請負業者申立書(様式第4号)(請負業者に記入を依頼してください)
- (6) 工事見積書(日付(R4/4/1~)、請負業者の住所の記載及び押印があるもの)
- (7) 補助対象工事を行う予定箇所の写真(撮影日付の入ったもの)
- (8) 建物登記簿謄本、固定資産税名寄台帳の写し、評価証明書または公課証明書の写し、令和4年度固定資産税の課税明細書の写しのうちいずれか一つ
- (9) 市税の未納の税額がない証明書(平成16年4月1日以前生まれの方全員分。全税目において滞納していないこと。発行できない場合は非課税証明書)
- (10) 住民票(世帯全員分の世帯主・続柄の記載のあるもの)

※住民票記載事項証明書ではありませんので注意してください。

※マイナンバーカードを所持されている方は、便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。(下記記載のURL、二次元コードを参照ください)

#### ■ 借家の場合下記の書類(11)～(12)も要

- (11) リフォーム工事承諾書(様式第5号)
- (12) 現在契約中の賃貸契約書の写し

#### ■ 店舗併用住宅の場合下記の書類(13)～(15)も要

- (13) 店舗併用住宅に関する届出書(様式第6号)
- (14) 営業許可証の写し ※営業許可が必要な事業を行う場合のみ
- (15) 確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合は、「メール詳細」を添付)

#### ■ 所有者がお亡くなりになられており相続人が申請する場合下記(16)も要

- (16) 被相続人の戸籍謄本もしくは除籍謄本(相続人が記載されているもの)

#### ■ 中古住宅を新たに購入し、リフォームを行う予定の場合下記(17)も要

- (17) 売買契約書の写し

#### ■ その他

- (18) 補助金の交付申請にあたり、市長が必要と認める書類

### 申し込み資格

■ 次の要件をすべて満たしている人

- ① 令和4年4月1日以前から本市に住民登録がある人
- ② 近江八幡市内に住所を有し、補助対象住宅に居住されている人、または相続人、相続予定者(別途書類の提出が必要)。借家の場合は所有権者の承諾を得られる人(公営住宅は除く)
- ③ こどもみらい住宅支援事業による補助を受けない工事であること(補助受給者:事業者、個人問わず)。また、上記事業以外にも補助を受けようとする工事について、国・県・市や他の制度による補助などを受けていない人。
- ④ 平成25年度から令和3年度(過去10年間)までの当市の住宅リフォーム促進事業補助金(移住関連のリフォーム補助含む)の交付を受けていない人及び世帯員(補助金の交付を受けた人と同一の世帯ではないこと)
- ⑤ 市税及び国民健康保険料等に滞納がないこと(世帯内納税義務者全員)
- ⑥ 申請者ならびに世帯員が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。  
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法

律第 77 号。以下この号において「暴対法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

■ 店舗併用住宅の場合は、前項に記載している申し込み資格のほか、次に掲げる条件を満たす事業の用に供する建物であることが条件となります。

- ① 補助対象者又は補助対象者と同居する人が自ら事業を行うこと。
- ② 宗教性若しくは政治性のある事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- ③ 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- ④ その他市長が不適切と判断する事柄がないこと。

### 補助金の申請から交付までの流れ

- 令和 4 年 5 月 9 日 ~ 5 月 20 日 【第 1 次】申請受付期間
- 令和 4 年 5 月 26 日 【第 1 次】応募者多数の場合、公開抽選会
- 令和 4 年 5 月 26 日以降 【第 1 次】補助金交付決定 (通知は 6 月上旬)
- 令和 4 年 6 月 13 日 ~ 6 月 24 日 【第 2 次】申請受付期間
- 令和 4 年 6 月 30 日 【第 2 次】応募者多数の場合、公開抽選会
- 令和 4 年 6 月 30 日以降 【第 2 次】補助金交付決定 (通知は 7 月上旬)
- 交付決定日 ~ 令和 5 年 2 月 28 日 工事実施期間
- 令和 5 年 2 月 28 日 実績報告受付期限

**【注意！】第 1 次申請分で補助申請額が予算措置額に達した場合、また予算措置額上限に近い場合は、第 2 次申請受付は実施いたしません。**

### お問い合わせ先

〒521-1392 近江八幡市安土町小中 1-8  
近江八幡市 産業経済部 商工労政課 (安土総合支所 2 階)  
TEL : (0748) 36-5517 (直通)  
E-mail : [011008@city.omihachiman.lg.jp](mailto:011008@city.omihachiman.lg.jp)



### ・地域経済活性化住宅リフォーム促進事業ホームページ

(URL <https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shoko/2/3/20996.html>)



### ・コンビニ交付サービスホームページ

(URL <https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shimin/1/1/16864.html>)



この事業は、皆さまからいただいた「ふるさと応援寄付金」を活用し、実施しています。